

(第一類 第四号)

第二回國會 衆議院 司法委員會 議錄 第二十五号

(四〇七)

昭和二十三年六月五日(土曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 井伊 誠一君

石川金次郎君

大村 清一君 佐瀬 昌三君

松本 弘君 明禮輝三郎君

石井 繁九君 猪俣 浩三君

榎原 千代君 中村 又一君

大島 多藏君 佐竹 晴記君

北浦圭太郎君

出席國務大臣

國務大臣 鈴木 義男君

出席政府委員

檢務長官 木内 曾益君

法務廳事務官 野木 新一君

法務廳事務官 宮下 明義君

委員外の出席者

專門調査員 村 敦三君

專門調査員 小本 貞一君

六月三日

伊丹市に拘留所支所設置の請願外一件(後藤悦治君外一名紹介)(第二三三八号)

逓通に対する男女同罰の刑法制定に關する請願(坂東幸太郎君紹介)(第一二五二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

刑事訴訟法を改正する法律案(内閣提出)(第六九号)

○井伊委員長 會議を開きます。

前會に引続き、刑事訴訟法を改正する法律案について審査を進めます。猪俣浩三君。

○猪俣委員 法務總裁がお見えになつておられますから、二つの点についてお尋ねいたしますが、あとは法務總裁の御都合で、どうぞ御退席になつても結構であります。

第一点は司法警察職員と檢察官との關係につきましてお尋ねしたいと思つております。本法案の百八十九條及び百九十三條に、この關係について書いてあるのですが、申すまでもなく、檢察官は檢察廳法によつて規律せられておるものであり、また司法警察職員は、警察法によつて規律されておるものであります。この二つの法律を觀察いたしますと、檢察官の組織、機構及びその精神的基調と申しますか、そういうものと、司法警察職員

の組織、機構及びその精神的基調といふようなものは、たいへん違ふのじやないかと考えられるのであります。これを兩者連絡をつけ、あるいは檢察官が指揮をするというふうなことに對して、そこに多大の疑義がわくのであります。私は法的に考えまして、さういふに考えられるのであります。檢察官は檢察廳法第一條、第七條あるいは第八條によりまして、これは要するに一つの中央集権的な、統一的な組織をなしております。そして昔からありますやうな、檢事同一體の原則が働いておるわけでありまして、いわゆる檢察總長が全部の檢察官に對して指揮権をもつておるというふうな建前でありまして、これは上は民主的にお考えになりませんと、昔のいわけ

の官僚組織、最も精銳なところの官僚組織の一體制をなしておるわけでありまして、そういう雰囲気の中に檢察官はお働きになつておるわけでありまして、ところが司法警察職員は、いわゆる警察法によりまして動くのであります。これは警察法の前文にも書いてありますやうに、二つの大きな要請があつて、一つは地方自治の眞義を推進する観点からという意味、それから民主的權威の組織を確立するというやうな意味から、警察法ができたがごとく、司法警察法ができたがごとく、その精神的基調の上に、司法警察官といふものがあるべく要請されておるのであります。殊に地方自治體警察といふやうなものは、この地方自治の眞義を推進し、民主的權威の組織を確立するといふやうな精神的基調に立つてやつておるものであります。ところがやうな地方自治體警察の職員と檢察官といふものは、相当法律解釈から見ても、特色が違ふのであります。そこに私は懸念が起り得る可能性があります。そこでこの刑事訴訟法の第百八十九條ないし百九十三條といふやうな規定だけでは、たゞそれがスムーズに犯罪捜査に統一的な活動ができるや否やといふことに對して、はなはだ疑問がわくのであります。その疑問は地方自治體警察と檢察官の關係においてなおさらわくのであります。こゝに規定だけでそれが十分に連絡がなし得るや否やといふ疑問であります。百九十三條を見ますと、いわゆる檢察官がその管轄區域

の司法警察職員に對して犯罪捜査の重要な事項に關する準則をきめるということになつておるのであります。これが先ほど申しましたやうな精神のもとにできあがつておられます警察法のもとにおいて、司法警察職員に對して、先ほど申しましたやうな機構の所に働いておる警察官の犯罪捜査についての一般的準則をきめる、これがどのようなことをきめるのであるか、今私どもははつきり具體的にわからぬのであります。お尋ねしたいことは、個々の犯罪が起つた場合に、その犯罪を捜査するに對しての重要な事項に關するいわゆる一般的規則をつくるという意味であるか、あるいは抽象的に一般的に犯罪捜査はかような方式でやれといふやうな準則をきめるという意味であるか。もしそゝういふ一般的に犯罪捜査に關する準則をきめるということになりますと、何だか最高裁判所の規則制定権のようなものを警察官に與えたやうな感じが起るのであります。これがたゞいま申しましたやうな警察法のもとにおける公安委員會及び司法警察職員といふものにとつていふやうに調和できるものであるか、その所信を承りたいのであります。御承知の通り自治體警察は、警察法の四十二條によりまして、行政管理及び運営管理両方ともやりますのみならず、その經費は要するに地方自治體がこれを負擔しておる。そしてそこに公安委員會なるものがあつて、この行政管理、運営管理をやつておるといふのであります

が、これに對して檢察官が準則をきめるということがどういふことに相なりませうか、その点について疑義があるものであります。もちろん警察法の第二條第六号を見ますと、「逮捕狀、拘留狀の執行その他の裁判所、裁判官又は檢察官の命する事務で法律をもつて定めらるるもの」といふやうにありまして、これによつて規則をつくるという基礎をおもちになるのかもしれないけれども、どうも私どもは感に感じにいたします。裁判官又は檢察官の命する事務で法律をもつて定めらるるものといふその中に、一般的の準則をきめるというやうなことが一體包含できるのであるかどうか、これははなはだ疑問があるものであります。それらの点について、ひとつ御意見を承りたいと思つておられます。

それに関連いたしましたして、たとえばこの檢察官のつくりましたところの準則に對しまして、いわゆる自治體警察なり都道府縣警察なりの公安委員會が反對をいたしましたならば、それは何人がこれを調整にあたるのであるかといふ問題についても、この刑事訴訟法だけでは解決できないのじやないかと思つておられます。先ほど申しましたやうな精神的基調の上に立つては公安委員會であるから、この檢察官の準則と異なるしもあるやうな公安委員會がなきにしもあらずであります。さうな場合にこの公安委員會がこの準則に必ず従わなければならないといふ法的根拠がどこにあるのであるかとい

う点につきまして、法務総裁の御意見を承りたいと存するのであります。

○鈴木國務大臣 猪俣委員の御質問はごもつともであります。元來警察事務と檢察事務とは、法律上の性質から申

しませれば、区別のあることは仰せの通りであります。しかし犯罪捜査といふことになりますと、自治体警察がございまして、本來が國家事務であるものを委任せられて見ると見るべきものでありますから、これは統一的見地からその指揮に従わなければならないといふことは、御了解願えると思うのであります。この一般的指示といふものは、どういふものを意味するか、もとより警察官執務規程のような全國の警察官に通用いたしまする規範をこしらえますことは、この犯罪捜査に關しまする限りは、公安委員会が單獨に定める得るというのではなくして、檢察官廳、檢察總長等の調與のもとに、協議の上決定せらるべきものであるといふことについて、御了解願えると思つてあります。そういう規範ができてまして、さらにその規範に従つて仕事をやつていくわけでありまして、さらに一層各地方においてそれらの犯罪捜査の任務にあたります止において、具体的な事件に対する指示でなくして、必要な一般的な指示を與へることがしばしば必要になると思つてあります。そういう権限を檢察官に與へるといふことは、犯罪捜査という仕事の性質から考へまして、當然のことであると考えられております。

それ以外のことについて、特に自治権を尊重し、少くともこれを侵害するよ

うな指示をするはずはないのであります。またすべきものでもないのであり

ます。万一争いが起りました場合には、やはりかくのごとき問題についての最後の決定権は、最高裁判所がもつていられるものと解してはいるのであります。

それから公安委員会を指揮すること

ができるかという御趣旨の御質問のよう

に感じましたが、それは指揮する

という建前になつておられないのであります。互いに協力するとい

うな命令を發するといふ趣旨ではないのでありますから、これまた御質問の

ような心配はないのではないかと、かよ

うに考へる次第であります。

○猪俣委員 私のお尋ねしたいこと

は、都道府縣公安委員会、あるいは市

町村公安委員会は、警察に關する行政

管理及び運管管理兩方とも行つた機

関であります。そこでこの所屬の警察吏に

對しましては、公安委員会がそういう

管理をやつておるのでありますから、

この公安委員会の管理権と、檢察官の

準則との衝突した場合、いかなる調整方法があるかという点について、御意見を承りたいのであります。たとえば檢察官の準則に對して、公安委員会が反對の態度をとるといふよりな

とあり得るとするならば、その場合の調整は何人がいかなる方法でやるかというお尋ねであります。

○鈴木國務大臣 その点は、少くとも

事犯罪に關する限りは、檢察官が専權

的に決定権をもつておるのであります

て、その補助としてあるいは命令の

執行の機關として警察官は働いてお

りますから、そういう問題は起り得な

いと思つてあります。その他の点につ

いては、公安委員会が指示権をもつて

おられますし、またそれを尊重し、それを侵すこ

とがないように相なるわけでありま

す。逆に公安委員会の方では、犯罪捜

査に關する檢察官の権限といふものは

尊重せられまして、これを侵犯する、

あるいはこれに異議を提起するとい

ふことはあるべきではない、かように考

へる次第であります。

○猪俣委員 今の点はそれで打切りと

いたします。

次に刑事訴訟法の審議にあるいは直

接關係が薄いかもいれませんが、間接

的にはたいへん關係のある問題だと思

います。それは國會と最高裁判所と法

務廳との關係であります。どうもこの

点につきまして、私もはつきりしな

い点があるのであります。一体最高

裁判所の判決、あるいは裁判行爲その

ものにつきましても、立法機關なり行政

機關が容喙できないことは、これは申

すまでもないのであります。これは申

すまいのであります。私のお尋

ねしたいことは、要するに司法行政

の司法行政を行つたものと大部分

の司法行政を行つたものと大部分

の司法行政を行つたものと大部分

の司法行政を行つたものと大部分

の司法行政を行つたものと大部分

の司法行政を行つたものと大部分

の司法行政を行つたものと大部分

の司法行政を行つたものと大部分

の司法行政を行つたものと大部分

の司法行政を行つたものと大部分

の司法行政を行つたものと大部分

の司法行政を行つたものと大部分

権がないものであるかどうか、その点

について承りたい。

〔委員長退席、石川委員長代理着席〕

○鈴木國務大臣 その点はまことに重

要なかつたリケ、一問題でありま

す。十分詳細に検討してお答えを申

上げなければ徹底しないかと存する

のであります。時間の關係上簡約して

申し上げますが、また後日を期して

らに詳細に意見を適當な方法によつて

表明したいと考へます。

御承知のように、新憲法はできるだ

け理論上の要請を充たしまして、立

法、司法、行政の三権を分立させた

のであります。そのために裁判所は全

部の二權から獨立いたしました。そ

れ一切の裁判の實體はもろんとい

は、これをつかさどるということに相

なつたわけでありまして。そういうや

り方がよいかわるいかという問題につ

いては、非常に議論の余地があるう

と存じますが、一應さうにきまつた

無關係であるといふわけではないと考

へるのであります。殊に憲法は、國

會が國の最高機關である、かういふ

ことを規定いたしましたのであります

から、必要な限りにおいて、裁判に

對しては、行政に對してはもろんで

あります。行政に對してはもろんで

あります。行政に對してはもろんで

あります。行政に對してはもろんで

あります。行政に對してはもろんで

あります。行政に對してはもろんで

あります。行政に對してはもろんで

あります。行政に對してはもろんで

あります。行政に對してはもろんで

あります。行政に對してはもろんで

あります。行政に對してはもろんで

あります。行政に對してはもろんで

あります。行政に對してはもろんで

あります。行政に對してはもろんで

あります。行政に對してはもろんで

あります。行政に對してはもろんで

願して、勝手な予算を組むということ  
は好ましくないことでもあります。ま  
たあつてはならないことでもありま  
すから、予算を編成するに際しまして  
は、いろ／＼な一つの内規のような  
ものをごしらえまして、そうして大蔵大  
臣その他二、三の大蔵、あるいは裁判  
所の長老、民間の代表者、両院の議長  
というふうなものを構成員に入れまし  
て、そして審議会のようなものをこ  
しらえまして、そこで審議をした上で、  
編成をいたしておるやに承つておるの  
であります。しかし、そういうことも行  
く行く制度化して、実際に法律上の根  
拠あるものとして考へるべきでないか  
というふうなことも、十分考へられる  
問題であります。かりにそうでないとい  
いたしまして、閣議に列席する代表  
者というものを考へておらぬのであり  
まして、閣議は、かるがゆえにこれに  
少しも筆を加えないということにはな  
つておりますが、しかし、実際は裁判所  
の利害を行政部に表明させるための何  
かここに機構があつた方がよろしいの  
ではないか、ただいまのところは書面  
をもつてその意思を表示している形  
であります。また國會に對しても同様  
であります。書面によつてのみその  
意思を表示するということでは足りな  
いのではないか。それならば、そうい  
う連絡の任にあたる特殊の機関を、裁  
判所の代表としてつくるのが必要で  
はないかというふうな意見も、実は存  
在するのであります。これらはいずれも  
議論として存在するところであ  
りまして、まだ具体化するといふこと  
るまでは参つておりません。そういう  
場合、ただいまのところ實際上にお  
いては、最高裁判所あるいは裁判所の利

害を行政部において代理して発言を  
いたしておるという形、また國會に對し  
ても、あるときはそのような役割を勤  
めるものが法務總長であるといふよう  
な形をとつておるのであります。これ  
は別に法的根拠があるわけではないの  
であります。事実上便宜に従つてさ  
うな役割を勤めておるといふことにな  
つておるのであります。この点も將  
來考へるべき問題の一つであると、か  
ように考へておられます。

○猪俣委員 総裁に對しての質問はこ  
れだけあります。  
これは立法論でありますから、御意  
見だけを承つておきたいと思つてあ  
ります。法人の刑事責任と申しま  
すか、刑罰能力と申しますか、そうい  
うことに対する規定が、この法案にも見  
えないようであります。御承知の通  
り、統制法令には犯罪行為をなしたも  
のを処罰するのみならず、会社それ自  
體に對して訴追をするということが多  
多あるのであります。罰金を課さ  
れる場合が多いのであります。そこで  
この裁判所の審理並びに刑罰を課す  
点におきまして、法人がその間に解散  
するといふようなことが起るのであ  
ります。そういう場合の關係が、どう  
も現行法でもはつきりしておらぬ。ま  
た今度の新法にもはつきりしておら  
ないと思つておられます。新法の草案  
三百三十九條を見ますと、「左の場合  
には、決定で公訴を棄却しなければ  
ならない」とあつてその三号に「被告  
人が死亡し、又は被告人たる法人が存  
続しなく、つたとき」といふ規定があ  
ります。これがいろいろ問題が起るの  
ではないかと思つておられます。まず  
三つの場合を考へてみますと、被告会社の

犯罪が発覚して、審理が係属中に被告  
会社が解散したような場合に、一体被  
告人として法廷へ会社を代表して出  
る者は何人であるか。あるいは審理は  
何人を相手にして行ふのであるかとい  
ふような疑問が一つあるのであります。  
それから、これはもちろん、第一審で  
有罪の判決を受け、なお檢察官が被告  
人から上訴し、上訴中にやはり解散し  
た場合にも、同様の問題が起ると思  
つておられます。それから審理は済み  
の有罪の判決を受け、刑の執行を受け  
ないうちに、罰金を完納しないうちに  
法人が解散をし、結了登記をやつてし  
まつたような場合には、それは一体ど  
ういうことに相なるのであるか。もち  
ろん審理が済んで有罪の判決が確定し  
た後に法人が解散せられた場合には、こ  
れは清算事務として、あとにその罰金  
の完納は残ると思つておられます。け  
れども、前の二つの場合におきまして  
は、疑問があるのであります。さよう  
な場合における規定が、この新法にも  
ないかと思つておられます。訴訟能  
力、あるいは刑事責任能力と申しま  
すか、そういうものを考へる上につ  
きまして、法人の解散及び現務の結了  
登記といふこと、それをどういふう  
に御処理なさるのであるか、その御意  
見を承りたいと思つておられます。

○木内政府委員 お答えいたします。  
法人の訴訟能力につきましては、刑  
罰に規定しておりますが、刑罰能力に  
つきましては、これは実体法の問題で  
あります。それ／＼実体法によつて規  
定すべきものと考えておられます。そ  
れからただいま御質問の、犯罪が発覚  
して公判審理の係属中に解散したと  
か、あるいは上訴中に解散したとか、

あるいは判決確定後解散したという場  
合におきましては、特別の規定が実体  
法にない以上は、被告人が死亡した場  
合同じ理由において、公訴権は消滅  
するものと考えておられます。それ  
から法人が合併した場合は、四百九  
十二條によりまして、合併したその  
法人が責任を負うことになつておる  
次第であります。  
○猪俣委員 私はこの四百九十二條  
を見まして、合併した場合のことを刑  
事訴訟法に書いてあるが、しかるにこ  
れ以外のことは書いてないから今御  
質問したわけであつて、やはり刑事  
訴訟法の執行が書いてある以上は、  
実体法の規定の必要もありましよう  
が、やはりこの訴訟法にそれを書い  
ておく必要があるのではないか。四百  
九十二條はそれ／＼を指すことにな  
つておる。とすれば、この合併以外  
の理由によつて消滅したような場  
合については、どうして規定を置か  
なかつたのであるかという疑問が  
四百九十二條を見て出てきたのであ  
ります。

○木内政府委員 合併以外の場合は、  
全然その法人がなくなつてしまつて  
おられますけれども、とにかく合併の  
場合は、なるほど解散の場合と同じ  
一應なくなる形でありますけれども、  
合併によつて一應その形が残つてく  
るものと見まして、この点については  
特別の規定を設けた次第であります。

○猪俣委員 今のような、イン  
チキ会社で、刑のきまらぬうちに解  
散するやうなおそれがある場合には、  
この刑事訴訟法の三百四十八條が  
使われるのであります。その執行を  
することができず、そういう場合に  
仮納付の言渡しをするやうにな  
つておられますが、これがさうな  
場合に適用される條項であるかど  
うか。  
○木内政府委員 もちろん御質問の  
うに、これはこの規定を動かし得る  
と考えておられます。  
○猪俣委員 それからこれはある  
いは実体規定になるのかもしれませんが、  
会社の場合、あるいは合名会社が多  
額の罰金を背負つたが、はなはだ  
無資力で、裁判を執行しても何も  
納められないといふ場合に、合名  
会社あるいは合資会社の無限責任  
社員に對し、その罰金の連帶責任  
を負わせることができるかどうか。  
裁判の執行としてどういふ御見  
解であるか伺いた

○木内政府委員 法人が解散した場  
合には、御質問のような無限責任  
社員は、御質問のやうな無責任  
社員に解除されてしまつてしま  
うわけであります。責任を負  
うから、むしろ法人もこれに對  
して責任を負わせることはでき  
ないかと考へておられます。

○猪俣委員 解散しない場合です。  
会社が存続しておられて無財産  
である、悪いことをしてあるから  
罰金はうんとかかつてしまつた。  
会社の財産から取立てられない  
場合に、会社に代つて無限責任  
社員が負担するかどうかとい  
ふ問題です。  
○木内政府委員 四百九十九條  
によりまして、解散してない場  
合は当然責任があると思つてお  
られます。

○猪俣委員 これは古いですが、  
明治三十八年十一月十三日  
民事局長の通牒があつて「合  
名会社ガ、罰金、追徴金並ニ  
控訴裁判費用ノ言渡ヲ受ケ、  
裁判確定後之ヲ完納セズシテ  
無資力トナリタル場合ニ於ケル  
罰金及追徴金ニ関シテハ、社員  
ノ財産ニ對シテ執行ヲ爲ス

○猪俣委員 今のような、イン  
チキ会社で、刑のきまらぬうちに解  
散するやうなおそれがある場合に  
は、この刑事訴訟法の三百四十八  
條が使われるのであります。その  
執行をすることができず、そう  
いう場合に仮納付の言渡しをす  
るやうになつておられますが、  
これがさうな場合に適用される  
條項であるかどうか。

○猪俣委員 これは古いですが、  
明治三十八年十一月十三日  
民事局長の通牒があつて「合  
名会社ガ、罰金、追徴金並ニ  
控訴裁判費用ノ言渡ヲ受ケ、  
裁判確定後之ヲ完納セズシテ  
無資力トナリタル場合ニ於ケル  
罰金及追徴金ニ関シテハ、社員  
ノ財産ニ對シテ執行ヲ爲ス

事ヲ得ズ、控訴裁判費用ニ対シテハ第六十三條ノ適用アリ」六十三條というのには連帶責任のことですが、こういう通牒があるのです。これが刑事訴訟法の四百九十條によつて改正されたと思つていいのでありますかどうか。

○内内政府委員 この問題につきましては、さらに研究いたしましたして、お答えいたしたいと思つますから、どうぞ御了承願ひたいと思つます。

○猪俣委員 今の点に關しましては、今度の刑事訴訟法の案は、憲法の規定に副うことに対して御熱心に研究されたようでありまして、新しい統制経済法の行われておる法人の犯罪の氾濫しているような近代的な様相に副うことろの規定が、私は少いように思つて、今のような問題は、日々に起つておる問題でありますので、この規定は國會の責任にもなります。あとは意見になります。どうも刑事訴訟法草案に新しい感覚が非常に乏しいという気がするのであります。なおその点につきましては、二、三質問したいのであります。次にやはり同じような意味におきまして、経済法令には、いわゆる限時法及び臨時法というやうな問題があるのであります。限時法と稱される法律が、明らかに法律の廃止された場合においても、なお刑罰は旧法時代に行われた刑罰が、そのまま効力があるというやうに、はつきり書いてある場合と、いわゆる書いてない場合、全体の趣旨から、限時法あるいは臨時法としてとらなければならぬ法律と、こうあるのであります。これに對しまして、今度の草案の三百三十七條の第二号に「犯罪後の法令により刑が廃止されたとき。」という一項目が

あるだけでありまして、この問題と今の臨時法あるいは限時法といわれる刑罰の効力とどういふやうなことになるか、御意見をお聞かせ願ひたいと思つます。

○野木政府委員 経済統制法令に關連する法人のいろいろな刑罰關係その他の問題につきましては、実は今いろいろ議論が發展中であります。十分熟しない点もありません。十分研究の足りない点もありません。恒久的の刑罰にまだそれを盛りこむ段階に至つておらないという点で、この刑罰法に、そういう問題はあまり多くはいつておりません。もし必要があれば、何か特別の規定で附つておきます。それが通説的に一般的になつた場合に、また刑罰にとりこんだらどうか、そういう考へておりました。それからたゞいまの限時法もしくは臨時法のことではありません。これも學説上いろいろ争ひがあります。この刑罰にたゞちに取入れられるはいろいろ研究の足りない点もありません。その点も今いつたやうな感覚でこれを落しておきました。解釈論としては、大体三百三十七條の二号は、現行刑罰とまつた同じ形になつております。現行刑罰内において判決された理論が、そのままここに適用されていく。そう思つております。

○猪俣委員 次にこれも小さいことではあります。ついでにお聞きします。公判の録音あるいは速記の謄写したものを公判調書の一部にするというやうな、新しい科学的なものを裁判にもちこむということになるか、そういう御考慮はこの草案にないのであります。か、そういうことに対する御意見はかがでございませう。

○野木政府委員 その点につきましては、実は臨時法制調査會、司法法制調査會の答申にも、公判調書のやうなものに對して、科学的な部面を取入れるという答申がありました。われわれも研究してまいりましたけれども、この案は大體いゆる憲法が認めました最高裁判所の規則制定後の判例などを考慮しまして、若干のものは規則制定後に譲つたやうな關係があります。そこでそれらの点も必要とあれば、規則制定後の公判調書と關連して規定していくという見解に立つておつて、これを否定する見解じやありません。

○猪俣委員 次にこれも御論議になつたことだと思つますが、念のためにお聞きしたいと思つたのであります。憲法の第三十三條及び第三十五條と本法との關係について、二、三お尋ねしたいのであります。それは憲法の第三十三條は「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてある犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。」ということになつております。三十五條は搜索及び押収の場合、やはり令状がなければ侵されないと、いふやうに、原則がまつておるのであります。この草案を見ますと二百十條の緊急事件、これにやはり令状なしで逮捕することが規定されております。それから二百二十條にやはり緊急事件に對して逮捕令状が出ておる場合には、搜索及び検証が令状なしにやれるという規定があります。なお七十三條の三項になりますが、勾引状又は勾留状を所持しない場合においても、急速を要するときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に對し公訴

事實の要旨及び令状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができると、いふやうな規定があつて、要するに令状なしで執行できるという規定があるのであります。どうもこれに警察官なんかはやつておる今日におきまして、かようなことが憲法の第三十三條及び三十五條とどういふやうに調和するのであるか、その御意見を承りたいのであります。

○野木政府委員 たゞいま御質問の点につきましては、刑事訴訟法應急措置法立案當時も、問題になりましたところでありまして、当時各方面の意見なども聴きまして、いろいろ研究した結果、一應運憲にあらざつて、いふやうな結論に達したわけでありまして、今そのことを申し述べてみますと、まず二百十條の緊急逮捕の問題であります。これからまず申し上げますと、憲法第三十三條は「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてある犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。」ということでありまして、結局この解釈論になるわけでありまして、私どもとしては、三十三條は現行犯の場合を除いては、令状によらなければ逮捕されないといふので、令状があらかじめ事前に出ることが、多くの場合原則的であることはもちろんでありますけれども、必ずしも絶対に事前に出なければいけないといふことで、そこをはずすに令状によつて逮捕するといふことになりまして、普通の社会の見解の上、令状によつたと認められる程度のもはよいのではないかと。憲法はそこ

まで嚴格なことを要求しておるわけではない。そういう解釈のもとにおきまして、この二百十條は三年以上の懲役もしくは禁錮、さういふやうな觀念に重い罪であつて、しかもそれを犯したことを疑われる十分な理由があつて、しかも急速を要して裁判官が逮捕令をもつてくることのできない。さういふやうな條件のもとで身体を拘束した場合には、ただちに裁判官に逮捕令を請求する。結局逮捕令と逮捕という行為は、一面逮捕の行為がある意味でまだ継続しておるといふ場合に、令状が一つつけ出るといふやうにも觀念されないので、この程度のことには弊害も認めないし、憲法も許しておる。さういふ解釈のもとに、これを立案してあります。

○猪俣委員 次にお尋ねしたいのは、二百二十條の方でございまして、これも第三十三條の場合を除いてはと書いてあります。その二の三十三條の場合と、これは、現行犯として逮捕される場合、それから令状によつて逮捕される場合、このやうなことにしまして、二百十條の緊急逮捕もやはり令状による逮捕だといふ解釈のもとに立ちますれば、その限度においても三十三條の場合を除いたといふところにはいつてきますので、二百二十條も違憲ではない。さういふ見解であります。

七十三條の方は勾引状または勾留状を所持しない場合においても、現実にすでに勾引状が出ておつて、しかもたまたま持つていない、いふ場合でありまして、逮捕状のところも、この規定は同様になつております。もしこれがないとすれば、逮捕状はリニックスサクク一ぱい出さなければならぬといふこ

事案の要旨及び令状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができると、いふやうな規定があつて、要するに令状なしで執行できるという規定があるのであります。どうもこれに警察官なんかはやつておる今日におきまして、かようなことが憲法の第三十三條及び三十五條とどういふやうに調和するのであるか、その御意見を承りたいのであります。

となりまして、實際上にも副わないし、しかもある意味で緊急逮捕という觀念が、不当に拡がる關係にもなりま

たが、これにつきましては、相當の學者がやはり憲法違反だと言つておるの

それから高等裁判所におきまして覆審制度が廢止された。その理由はいろ

いわれる日本における刑罰の執行を打

な現狀におきまして、一審ですべて事

実審が終つてしまふということに對し

〇木内政府委員 お答えいたします。

一審のような形で、ただちに控訴審を

けであります。しかしして從來御質問の

に丁重になり、事件の關係の証拠も十

分出揃い、真相も明瞭になつて判決さ

〇猪俣委員 最後はきのう私は三百二

〇野木政府委員 昨日申し上げたとこ

〇石川委員長代理 それではこれにて

散會いたします。

と、これを純理論的に考えますと、

〇野木政府委員 昨日申し上げたとこ

〇猪俣委員 私に質問はこれで終りま

〇石川委員長代理 それではこれにて

散會いたします。

理主義になると思ひますけれども、い

〇猪俣委員 私に質問はこれで終りま

〇石川委員長代理 それではこれにて

散會いたします。

散會いたします。

昭和二十三年十月二日印刷

昭和二十三年十月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局